

事 務 連 絡
令 和 5 年 4 月 21 日

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事される
被扶養者の収入確認の特例の延長について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、令和5年3月31日付 保保発0331第10号厚生労働省保険局保険課長通知により、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について、令和6年3月末日まで延長されることとなりましたので、ご通知いたします。

なお、特例措置の具体的な取扱いにつきましては、下記のとおりとなりますので、ご注意ください。

また、詳細につきましては、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&A（被保険者・被扶養者向け）」を同封いたしましたので、ご参照くださいますようお願いいたします。

記

【特例措置の具体的な取扱い】

(1) 対象者

本特例措置の対象者は、ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救命救急士）となります。

ただし、従事する内容により対象とならない場合がありますので、詳しくは、別添のQ&Aでご確認ください。

(2) 対象となる収入

本特例措置の対象となる収入は、高齢者向けのワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和6年3月末日までのワクチン接種業務に対する賃金となります。

(3) 確認書類

被扶養者認定及び被扶養者の資格確認（被扶養者確認調書）において収入を確認する際に、通常の添付書類に加えて、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市区町村、医療機関等）から発行された、ワクチン接種業務に従事したこと及びこれによる収入額を証明する給与明細等（写し）が必要となります。

※ ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市区町村、医療機関等）から発行を受けた、給与明細・支払い明細等については、令和5年、令和6年および令和7年の被扶養者確認調書においてもご提出いただくこととなりますので、廃棄せず大事に保管していただきますよう、お願いいたします。

不明な点やご質問などがございましたら、下記までお問合せください。

東京文具工業健康保険組合
業務部 業務課 資格係
電話 03-3866-8141
ダイヤル番号「1」